

いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策 (「国民を詐欺から守るための総合対策」のフォローアップを含む。)

資料 2

フォローアップ

1 「被害に遭わせない」ための対策

- 多様な媒体を活用した被害防止に資する情報発信
 - ⇒ **X、YouTube、Yahoo!、Smart Newsにおいて、特殊詐欺や犯罪実行者募集に係るターゲティング広告を実施。**

2 「犯行に加担させない」ための対策

- 犯罪実行者募集投稿に対する
 - ・ 返信（リプライ）機能を活用した投稿者への迅速な個別警告
 - ⇒ **3,922件の個別警告**（令和6年4月～11月）
 - ・ **インターネット・ホットラインセンターによるSNS事業者への削除依頼**
 - ⇒ **3,467件が削除**（令和6年4月～11月）を実施
- サイバー空間からの違法・有害な労働者募集の排除
 - ⇒ 雇用仲介事業者に対し、**違法・有害な募集情報の掲載防止のための措置、掲載されていることを発見した場合における迅速な削除等を要請するとともに、事業者が違法・有害な募集情報を放置した場合には労働局による指導・監督の対象となり得ることを周知。**
- 青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための教育・啓発
 - ⇒ **全ての大学等に闇バイト等で学生が犯罪に加担することがないように、学生向けの周知啓発の取組を求める通知の発出を行うとともに、児童生徒に対しても、非行防止教室や防犯指導を実施。**
 - ⇒ 犯罪実行者に応募した者が犯行実行前に踏みとどまれるよう、**警察による保護と実行前の相談を呼びかける動画を発信し、11月末時点で125件で保護。**



出典：首相官邸 SNS（X、YouTube等）

3 「犯罪者のツールを奪う」ための対策

- 闇名簿対策
 - ⇒ 名簿屋等の事業者における個人データの取扱いについて、**大量の個人データが不正に持ち出され、名簿業者に売却された事案については、立入検査を実施し、個人情報保護法違反が認められたため、売却先に指導等を行うとともに、虚偽報告を行った業者に対して刑事告発を実施。**
 - ⇒ 令和6年6月～11月に**立入検査2件、指導等2件（うち1件は刑事告発）を実施。**
- 携帯電話契約時の本人確認の実効性確保に向けた取組
 - ⇒ 携帯電話契約時の本人確認方法等について、**偽変造された本人確認書類による不正契約等を防ぐ観点から、本人確認書類の写しを用いた非対面の方法を廃止する等、見直しの方向性に係る意見募集を実施したところ。その結果等を踏まえ、制度改正を予定。**

4 「犯罪者を逃がさない」ための対策

- SNS事業者における照会対応の強化
 - ⇒ **SNS事業者に対し、捜査の迅速化の観点から、照会対応体制の拡充等を要請した結果、被害者との連絡ツールとして利用されていたSNSを運用するSNS事業者との間で、より迅速・合理的な照会方法について合意し、運用を開始。**
- 「闇バイト」関連の強盗等事件の取締り
 - ⇒ 令和6年8月～11月までに1都3県において発生した「闇バイト」との関連が疑われる一連の強盗等事件**19事件について、17事件・46人を検挙**（12月5日時点）。